

東京都市計画都市再開発の方針の変更（東京都決定）について

1 位置付け

都市再開発の方針は、都市再開発法第2条の3に基づく方針であり、これを都市計画法第7条の2の規定により東京都が独立した都市計画として定める。（前回改定：平成21年3月）

市街地における再開発の各種施策を
長期的かつ総合的に体系づけたマスタープラン

※本方針における再開発とは、市街地再開発事業、土地区画整理事業等の市街地開発事業にとどまらず、特定街区、地区計画等の規制誘導手法による修復型まちづくり、特定の市街地の整備を目的とした助成事業及び工場等の跡地利用や都市施設の整備と一体となった土地利用の面的転換等を含む。

2 策定の目的

再開発の適正な誘導と計画的な推進を図る。

3 策定の主な効果

- (1) 市街地の再開発の基本的方向を明らかにし、計画的に位置付けを行うことにより、再開発の積極的な推進のための動因となる。
- (2) 市街地の再開発に関する個々の事業について、地区全体からみた十分な効果を発揮させることができる。
- (3) 民間の建築活動を再開発へと適正に誘導することができる。
- (4) 再開発の構想、計画の作成過程を通じて、早期の住民の合意形成を図ることができる。

4 再開発促進地区の選定

特に一体的かつ総合的に市街地の再開発を促進すべき相当規模の地区として、「再開発促進地区」を選定する。（「東京都市計画都市再開発の方針 位置図」参照）

5 今後の改定スケジュール

平成 26 年 10 月	【都】区市町への案の意見照会（都市計画法第 18 条）
↓	【区】 <u>大田区都市計画審議会付議（今回）</u>
	【都】案の縦覧（都市計画法第 17 条）
	【区】意見を東京都へ回答
	【都】東京都都市計画審議会付議
平成 26 年度末	【都】都市計画決定・告示